

改正案	現行
<p>(受験資格)</p> <p>第五条 上級深海底鉱山保安技術職員試験を受けようとする者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校若しくは高等学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において深海底鉱業に関する学科を修めこれを卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者</p> <p>二 (略)</p>	<p>(受験資格)</p> <p>第五条 上級深海底鉱山保安技術職員試験を受けようとする者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは高等専門学校若しくは高等学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において深海底鉱業に関する学科を修めこれを卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、一年以上深海底鉱業に関する実務に従事したものである。</p> <p>二 (略)</p>
<p>第六条 削除</p>	<p>第六条 普通深海底鉱山保安技術職員試験を受けようとする者は、一年以上深海底鉱業に関する実務に従事した者でなければならない。ただし、汽缶係員試験又は溶接係員試験を受けようとする者であつて、当該職務に関する経験が一年以上のものについては、この限りでない。</p>
<p>(試験の期日及び場所)</p> <p>第十三条 国家試験を行う期日及び場所、受験願書の提出先その他国家試験に関し必要な事項は、中央鉱山保安協議会長(以下「中央協議会長」という。)が定め、あらかじめ官報で公示する。</p>	<p>(試験の回数、期日及び場所)</p> <p>第十三条 国家試験は、各種類について、毎年一回以上行う。</p> <p>2 国家試験を行う期日及び場所、受験願書の提出先その他国家試験に関し必要な事項は、中央鉱山保安協議会長(以下「中央協議会長」という。)が定め、あらかじめ官報で公示する。</p>